

【免税軽油需要家の皆さまへ】

- 地方税法改正により、軽油引取税の旧暫定税率（17.1円）が4月1日に廃止されます。
- これに伴い、現在、旧暫定税率を円滑に廃止するための措置として、廃止額と同額まで軽油価格を引き下げることを目的に出されている補助金（17.1円）も終了となります。
- このため、4月1日から免税軽油価格は『補助金支給前の価格（本来の価格）』に戻りますのでご理解ください。

※価格はコスト変動が無い想定で試算

